

## 阿賀野市告示第132号

阿賀野市農地利用効率化等支援交付金交付要綱を次のように定める。

令和4年7月29日

阿賀野市長 田 中 清 善

## 阿賀野市農地利用効率化等支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の農地において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を策定し、その実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設（以下「機械等」という。）の導入等を支援するため、農地利用効率化等支援交付金実施要綱(令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)及び担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で阿賀野市農地利用効率化等支援交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、阿賀野市補助金等交付規則（平成16年阿賀野市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付基準)

第2条 交付金の交付の対象となる経費は、実施要綱別表1に基づいて行う事業に要する経費とし、交付率は、同表に定めるとおりとする。

(交付の条件)

第3条 この交付金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第7条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（第7条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、交付金の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) この交付金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分し

た場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

- (7) この交付金により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (8) この交付金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
- (9) この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならないこと。
- (10) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (11) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができること。
- (12) 前号の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないこと。

(交付の申請)

第4条 交付金の交付の申請をしようとする者は、交付金交付申請書（第1号様式）に規則第4条に規定する添付書類を添えて、市長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

3 規則第4条に規定する添付書類は、事業に係る国、県その他公共的団体の実施要領、交付要綱等で定める様式の例によることができる。

(変更の承認申請)

第5条 第3条第1号及び第2号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、交付金変更承認申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、交付金額の3割以上の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の着工)

第6条 事業の着工は、規則第7条の規定による交付決定に基づき行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合又は国、県その他公共的団体の実施要領、交付要綱等で事前着工を認める場合は、この限りではない。

(軽微な変更の範囲)

第7条 第3条第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、事業費又は交付金額の3割を超える増額又は減額を伴う変更以外の変更とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 第3条第3号の規定により、市長の承認を受けようとする場合には、事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに市長に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9条 第3条第4号の規定により、市長の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条の規定による期日は、交付金の交付決定通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(状況報告)

第11条 規則第11条による報告は、交付金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、事業遂行状況報告書(第4号様式)を作成し、1月10日までに市長に提出して行うものとする。ただし、規則第16条第2項

の規定により概算払の請求をする場合は、概算払請求書の提出をもって代えることができる。

(実績報告)

第12条 事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は交付金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに実績報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになったときには、これを交付金から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請を行い、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)により速やかに市長に報告するとともに、市長の納入通知書を受けてこれを納付しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第13条 規則第21条第2号に規定する財産は、事業により取得した価格が1件500,000円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条に定める処分制限期間(以下単に「処分制限期間」という。)とする。

3 取得財産等においては、第3条第9号の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、財産管理台帳(第7号様式)及びその他関係書類を整理保管しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年度阿賀野市農地利用効率化等支援交付金交付申請書

年 月 日

阿賀野市長 様

住所

団体名

代表者職氏名

年度において事業を実施したいので、阿賀野市農地利用効率化等支援交付金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて交付金 円の交付を申請します。

第2号様式（第5条関係）

年度阿賀野市農地利用効率化等支援交付金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

阿賀野市長 様

住所

団体名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記交付金について、下記理由により変更承認を受けたく、阿賀野市農地利用効率化等支援交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、これに伴う交付金 円の追加（減額）交付を併せて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

注

- 1 変更事項ごとに変更後の計画を記載し（当初計画に変更のない項目は、当初計画を記載する。）、その上段に変更に係る部分の当初計画を（ ）書きで記載すること。
- 2 変更設計書（設計図面を含む。）は、原則として新たに作成することとし、設計説明書、事業費内訳書及び工事費内訳書（工事費明細書を除く。）に変更がある場合は、当該変更のある部分について、その上段に当初計画を（ ）書きで記載すること。
- 3 交付金の追加（減額）交付を必要としない場合は、「なお書き」を削除すること。

第3号様式（第8条関係）

年度阿賀野市農地利用効率化等支援交付金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

阿賀野市長 様

住所

団体名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記交付金事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認を受けたく、阿賀野市農地利用効率化等支援交付金要綱第8条の規定により申請します。

記

1 事業中止（廃止）の理由

2 事業中止（廃止）しようとする以前の遂行状況

(1) 事業

(2) 経費

ア 経費の支出状況

交付 決定額	月 日現在 支出済額		残 額		支出予定額		中止（廃止）に伴う 不用額		備考
	交付金事業に 要した経費	交付金 の 額	交付金事業に 要する経費	交付金 の 額	交付金事業に 要する経費	交付金 の 額	交付金事業に 要する経費	交付金 の 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	

イ 支出額及び支出予定額の明細

経費の配分	左の内訳費目	交付金事業に 要する経費	交付金の額	交付金事業に要する経費の支出基礎 (名称・数量・単価等)
		円	円	※支出済額と支出予定額に区分して記載すること。

第4号様式（第11条関係）

年度阿賀野市農地利用効率化等支援交付金事業遂行状況報告書

年 月 日

阿賀野市長 様

住所

団体名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記交付金事業について、事業遂行状況を阿賀野市農地利用効率化等支援交付金交付要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

事業 主体	計画事業費  A	交付金 交付 決定額	事業の遂行状況					備考
			月 日までに完了したもの			残 事 業		
			出来高事業費 B	出来高比率 B / A (%)	着 工 年月日	事業費 (A - B)	完了予定 年月日	

(単位：千円、%)



第5号様式（第12条関係）

年度阿賀野市農地利用効率化等支援交付金実績報告書

年 月 日

阿賀野市長 様

住所

団体名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記交付金事業  
について、別紙のとおり事業を実施したので、阿賀野市農地利用効率化等支援交付金交  
付要綱第12条の規定により、その実績を報告します。

なお、あわせて精算金 円の交付を請求します。

注

- 1 交付金の精算交付が不要の場合は、「なお書き」を削除すること。
- 2 第1号様式に準じて関係書類を作成し添付し、軽微な変更があった場合は変更部分  
を2段書きし、変更前を（ ）書きで上段に記載する。
- 3 財産管理台帳の写しを添付すること。

第6号様式（第12条関係）

年度阿賀野市農地利用効率化等支援交付金  
仕入れに係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

阿賀野市長 様

住 所  
団体名  
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、阿賀野市農地利用効率化等支援交付金交付要綱第12第3項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第14条に基づく確定額  
( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

	金	円
	うち国費分	円
	うち県費分	円
  
- 2 交付金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額

	金	円
	うち国費分	円
	うち県費分	円
  
- 3 消費税等の申告により確定した消費税仕入控除税額

	金	円
	うち国費分	円
	うち県費分	円
  
- 4 交付金返還相当額（3－2）

	金	円
	うち国費分	円
	うち県費分	円

注

- 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、助成対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- 2 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- 3 付表2「課税売上割合・控除対象仕入額等の計算表」の写し
- 4 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- 5 助成対象者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況

注 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由

注

- 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、助成対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- 2 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- 3 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- 4 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- 5 助成対象者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

[添付資料]

- ・その他参考となる資料

注 交付要綱第12条の規定による実績報告を提出した後において、消費税等の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、その金額（交付要綱第4第2項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に報告すること。また、交付要綱第12条第3項の規定により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定の日の翌年5月末日までに報告すること。

第7号様式（第13条関係）

財 産 管 理 台 帳

助成対象者名： \_\_\_\_\_

市町村・地区名		市 地区		事業実施年度		年度		農林水産省所管交付金名 県事業名				農地利用効率化等支援交付金 新潟県農地利用効率化等支援交付金					
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分（円）				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業 主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分期限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
									交付金	県費	市町村費	その他					
	小計																
	小計																
	合 計																

注

- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 4 交付金対象物件を担保に供し、融資を受ける旨交付申請とあわせて承認を受けている場合は、摘要欄に「担保提供」と「抵当権の設定権者の名称」を記入すること。
- 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
- 6 財産管理台帳は、処分制限期間を経過しない場合において、事業計画書やその他関係書類とあわせて整備・保管すること。